

男女共同参画推進委員会運営規程

(委員会の運営)

第 1 条 本委員会は、公益社団法人日本水産学会委員会等設置規程第 2 条、第 17 条及び第 19 条に拠り運営する。

(委員長、副委員長)

第 2 条 本委員会に委員長 1 名、副委員長 2 名を置く。

2 委員長及び副委員長の任期はそれぞれ 2 年とする。

(委員長の職務)

第 3 条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。委員長に支障がある場合は、副委員長がその職務を代行する。

2 委員長は、議事録を委員全員に配布する。

3 委員長は、審議の結果を男女共同参画担当理事に報告する。

(委員会の開催)

第 4 条 委員会は年 2 回定期的に開くほか、必要に応じて随時開催する。なお、書面による審議をもって委員会の開催に代えることができる。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の 4 割未満にならないこととする。

(委員会の審議事項)

第 6 条 委員会は本学会における男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を諮る上で必要な事項について審議し、男女共同参画担当理事に報告する。

2 委員会は男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、男女共同参画に関する調査研究、情報の収集及び分析を行うことができる。

3 委員会は男女共同参画学協会連絡会との窓口となり、必要な事項について審議する。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

(平成 25 年 6 月 8 日 一部改正)

(平成 27 年 2 月 28 日 一部改正)

(平成 29 年 9 月 21 日 一部改正)